

社会福祉法人いたるセンター 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いたるセンター（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬及び退職慰労金を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 本規程における役員等の定義は下記の通りとする。

(1) 常勤役員等：当法人の主たる役職を有する、もしくは特定の職務を遂行する者

(2) 非常勤役員等：当法人において主たる役職を有せず、また特定の職務を有しない者

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表1に定める額

(2) 退職慰労金については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表3に定める

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときはその前日と

する。

(2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後 90 日以内に支給する。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則 この規則は平成 21 年 11 月 21 日から実施する。

平成 27 年 3 月 16 日改訂

平成 28 年 3 月 29 日改訂

令和 3 年 3 月 23 日改訂

■別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の上限額
理事長	月額 800,000 円

■別表 2（常勤役員等の退職慰労金）

役職名	退職慰労金の算定式
理事長	最終報酬月額 × 在職年数 × 在職年数による係数

※在職年数による係数

05 年未満	: 0.5
05 年以上～10 年未満	: 0.9
10 年以上～15 年未満	: 1.0
15 年以上～25 年未満	: 1.3
25 年以上	: 1.5

■別表 3（非常勤役員等の報酬）

理事・監事・評議員	
理事会、評議員会、監事監査等への出席	10,000 円

以上